

赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月22日付け7ス庁第1839号スポーツ庁次長・文化庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知別添2）に基づき、将来にわたり生徒がスポーツ及び文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、赤穂市部活動地域展開運営委員会（以下「運営委員会」という。）が赤穂市認定地域クラブ活動実施主体（以下「実施主体」という。）に部活動の地域展開の推進に要する経費に対して補助を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付内示)

第2条 赤穂市認定地域クラブ活動事業（以下「補助事業」という。）は、予算の定めるところにより、補助事業の内容、補助金の額等に関して、あらかじめ補助金交付内示通知書（様式第1号）により補助金の交付を受けようとする実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする実施主体は、補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、運営委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他委員長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 委員長は、前条の申請があった場合において、当該申請にかかる書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 委員長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付し、又は指示することができる。この場合、交付決定の内容及びこれに付した条件等を、補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該実施主体に通知するものとする。

(補助事業の実施)

第5条 実施主体は、補助金等の交付決定の内容及びこれに付された条件並びに指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって補助事業を行わなければならない。

(補助事業の変更)

第6条 実施主体は、次の各号に該当する補助事業の計画を変更しようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を委員長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更
- (2) 補助事業の内容の変更

2 委員長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第5号)により、当該実施主体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 委員長は、実施主体から提出される補助金請求書(様式第6号)により補助金を交付する。

(実績報告)

第8条 実施主体は、当該補助事業が完了したとき、又は第4条の交付決定に係る運営委員会の会計年度が終了したときは、速やかに補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して委員長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他委員長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第9条 委員長は、実施主体が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付決定の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、補助事業に関し交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は委員長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第10条 委員長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる補助金がすでに交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第11条 委員長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、実施主体に対して報告させ、又は運営委員会事務局職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類

その他の物件を検査させ、若しくは指示若しくは指導をさせることができる。

(帳簿の備付け)

第12条 実施主体は、当該補助事業に係る収支及び支出の状況を明らかにした帳簿又は帳票（以下「帳簿等」という。）を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度から5年間保存しなければならない。

2 実施主体は、補助金の適正な管理のため、預貯金の口座を開設し、その通帳をもつて帳簿等に代えることができる。

(交付手続及び様式の特例)

第13条 補助金の交付に係る手続及び様式のうち、特に委員長が認めたときは、この要綱の規定にかかわらず、その手続の一部を省略し、又は別の様式によることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金交付内示通知書

年 月 日

様

赤穂市部活動地域展開運営委員会
委員長 印

年度の赤穂市認定地域クラブ活動事業の補助金については、金 円
を下記のとおり交付することについて内示します。

記

- 1 補助対象経費及び補助内示額は、次のとおりとする。

補助対象経費 円

内 訳		円

補助内示額 円

- 2 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

様式第2号（第3条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金交付申請書

年 月 日

赤穂市部活動地域展開運営委員会委員長 宛

住所（所在地）

団 体 名

代表者名

電話番号

年度において赤穂市認定地域クラブ活動事業を下記のとおり実施したいので、金
円を交付願いたく、赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金交付要綱第3条の規定により関
係書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

別記 1

事業計画書

1 活動種別（種目等）

2 活動人数

- (1) 生徒 人 うち男 人、女 人
 (2) 指導者 人 うち男 人、女 人

3 年間行事計画

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

4 定期行事計画

曜日等	時 間	場 所	実 施 内 容

5 参加費（月額） 生徒@ , 円

6 保険料（年額） 生徒@ 円、指導者@ , 円

7 その他

- (1) 認定地域クラブ活動参加生徒名簿 別紙のとおり
 (2) その他必要があると認める書類

(別紙１) 認定地域クラブ活動参加生徒名簿

認定地域クラブ活動名：

No.	中学校名	学 年	氏 名		男女 区分	備 考
			姓	名		
1	中学校	年生				
2	中学校	年生				
3	中学校	年生				
4	中学校	年生				
5	中学校	年生				
6	中学校	年生				
7	中学校	年生				
8	中学校	年生				
9	中学校	年生				
10	中学校	年生				
11	中学校	年生				
12	中学校	年生				
13	中学校	年生				
14	中学校	年生				
15	中学校	年生				
16	中学校	年生				
17	中学校	年生				
18	中学校	年生				
19	中学校	年生				
20	中学校	年生				
21	中学校	年生				
22	中学校	年生				
23	中学校	年生				
24	中学校	年生				
25	中学校	年生				
26	中学校	年生				
27	中学校	年生				
28	中学校	年生				
29	中学校	年生				
30	中学校	年生				

(別紙2) 認定地域クラブ活動指導者名簿

認定地域クラブ活動名：

No.	氏 名		生年月日	男女 区分	備 考
	姓	名			
			年 月 日		

別記2

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計	円	

赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

赤穂市部活動地域展開運営委員会

委員長



年 月 日付けで申請のあった赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けの補助金交付申請書類の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 実施主体は、赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年赤穂市教育委員会訓令甲第4号）第3条に規定する認定要件の実施を遵守すること。

様式第4号（第6条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

赤穂市部活動地域展開運営委員会委員長 宛

住所（所在地）

団 体 名

代表者名

電話番号

年 月 日付けをもって交付決定のあった 年度赤穂市認定地域クラブ活動事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく赤穂市認定地域クラブ活動補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容及び経費の変更箇所

変更前	
変更後	

3 添付書類（変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入する。）

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

別記1

変 更 事 業 計 画 書

1 活動種別（種目等）

2 活動人数

(1) 生徒	(人) 人	(人) (人) うち男 人、女 人
(2) 指導者	(人) 人	(人) (人) うち男 人、女 人

3 年間行事計画

4月	5月	6月	7月	8月	9月
()	()	()	()	()	()
10月	11月	12月	1月	2月	3月
()	()	()	()	()	()

4 定期行事計画

曜日等	時 間	場 所	実 施 内 容
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()

5 その他

別記2

変 更 収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
計	(円) 円	

様式第5号（第6条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金交付決定内容変更承認通知書

年 月 日

様

赤穂市部活動地域展開運営委員会

委員長



年 月 日付けで変更申請のあった 年度赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業の内容は、 年 月 日付けの補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については、上記のほかは、 年 月 日付けの赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金交付決定通知書第3項及び第4項のとおりとする。
- 3 変更補助対象経費及び変更補助金の額は、次のとおりとする。

区 分	既交付決定額	今回増減額	変更交付決定額
補助対象経費	円	円	円
補助金の額	円	円	円

様式第6号（第7条関係）

係長	課長	事務局長	補 助 金 請 求 書
事 業 名	赤穂市認定地域クラブ活動事業		
金 額	円		
内 容			
申請書提出年月日	年 月 日		

上記のとおり請求します。

年 月 日

住所（所在地）

団 体 名

代 表 者 名

赤穂市部活動地域展開運営委員会委員長 宛

振込先口座

金融機関名	支店名	種 別 (いずれかを○で囲む)	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
銀行・金庫 信組・信連 農協・漁協	本・支店 本・支所 出張所	普通 ・ 当座		()

様式第7号（第8条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

赤穂市部活動地域展開運営委員会委員長 宛

住所（所在地）

団 体 名

代 表 者 名

年 月 日付けで交付決定のあった 年度赤穂市認定地域クラブ活動事業を下記のとおり実施したので、赤穂市認定地域クラブ活動事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 添付書類

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

別記 1

事 業 実 績 書

1 活動種別（種目等）

2 活動人数

(1) 生 徒 人 うち男 人、女 人
 (2) 指導者 人 うち男 人、女 人

3 年間行事実績

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月

4 定期行事実績

曜日等	時 間	場 所	実 施 内 容

5 その他

- (1) 認定地域クラブ活動参加生徒名簿 別紙のとおり
 (2) その他必要があると認める書類

別記2

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	摘 要
	円	円	円	
計	円	円	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	摘 要
	円	円	円	
計	円	円	円	